

岩手県 女性活躍推進に関するアンケート調査業務仕様書

この仕様書は、岩手県が発注する「岩手県 女性活躍推進に関するアンケート調査業務」に関し、必要な事項を定めるものである。

1 委託業務名

岩手県 女性活躍推進に関するアンケート調査業務

2 業務内容

(1) 調査目的

岩手県における女性の活躍推進に係る事業所等の現状とニーズを把握し、女性の活躍推進を効果的に進めるための基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査概要

ア 調査対象

岩手県内に所在する従業員規模 10 人以上の民営事業所

イ 調査数

1,000 事業所

ウ 抽出方法

事業所母集団データベースの母集団情報から抽出

なお、抽出及び調査対象事業所名簿作成は岩手県が行う。

(ア) 従業員規模 100 人以上事業所 悉皆

(イ) 従業員規模 10 人以上 100 人未満事業所 無作為抽出

エ 調査方法

設問票によるアンケート調査（郵送法）

オ 調査時期

令和 3 年 11 月～12 月

(3) 委託業務

ア 調査票等の印刷

本調査に係る次の用品を印刷する。

【共通事項】

- ・ 原稿（文面、レイアウト）は岩手県が作成する。
- ・ 印刷の校正原稿を岩手県に示すこと。
- ・ その他必要な事項について別途指示する場合があること。

(ア) 調査票（1,030 部）

A 4 判、両面 1 色刷り（黒）、計 6 ページ程度、ホチキス綴じ可

(イ) 往信用封筒（1,030 枚）

角 2 型茶封筒、文字等 1 色刷り（黒）

(ウ) 返信用封筒作成（1,030 枚）

角 2 型茶封筒、文字等 1 色刷り（黒）、（郵便番号記入欄あり、ワンタッチ封筒）

イ 調査票の発送（1,000 件）

アで印刷した調査票等を調査対象者に発送する。

なお、発送にあたっては、日本郵便株式会社又は民間事業者による信書の送達に関する法律に定める許可を受けた一般信書便事業者による送達とすること。

また、調査対象者に送付する費用（宛名書き含む。）は受託者負担とする。

ウ 調査票の回収

返信は料金受取人払（返信先は受託者あて）とし、これに要する費用（郵送料）は受託者が負担する。

エ 回収した調査票のデータの入力・集計等

(ア) 回答内容に従って単純集計、クロス集計を行い、統計表を作成する。（中間報告として1月31日までに報告）

(イ) 前回調査結果等との比較

(ウ) 調査票の自由回答欄のまとめ

オ 結果報告書の作成

(ア) 調査結果報告書及び概要版の原稿を作成すること。

(イ) 調査結果報告書は、県が前回（平成30年度）作成した調査結果及び調査結果概要版（県公式ホームページに掲載又は見本は若者女性協働推進室に備え付け）と同程度とすること。

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/seishounendanjo/1004930/1022634.html>

(ウ) 調査結果報告書の原稿作成にあたっては、岩手県と調整を図ること。

(エ) 原稿データ等は、CD-R等の電子媒体に収めて提出すること。

3 全体スケジュール

- | | |
|------------------|-------------|
| (1) 調査票の精査及び印刷 | 令和3年10月 |
| (2) 調査実施 | 令和3年11月～12月 |
| (3) 調査取りまとめ | 令和3年12月～ |
| (4) 調査結果の中間とりまとめ | 令和4年1月31日 |
| (5) 調査結果報告書原稿等納品 | 令和4年3月18日 |

4 業務の成果品等

業務の成果品等として、次の物品を提出する。電子データファイルの提出については、CD-R等の媒体によること。

なお、成果品及び提出物当についてはすべて岩手県の所有物とし公表してはならない。

(1) 回答内容等電子データファイル

CD-R等の媒体によること。

(2) その他の提出品

- ・ 調査対象事業所名簿（電子データファイル、帳票、関連書類を含む。）
- ・ 調査票
- ・ その他個人情報に係る電子データファイル、帳票等

5 その他

(1) 受託者は、契約書及び各種法令等に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

(2) 受託者は、調査対象者名簿について秘密の保護を厳守する必要があるため、「誓約書」

(様式第5号)を提出するものとする。

業務に従事する者は、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、業務運営に関し知り得た個人情報及び秘密を他に漏らし、又は、自己の利益のために利用してはならない。また、業務委託期間が満了し、若しくは取り消され、又は職務を退いた後においても同様とする。

- (3) 受託者は、原則として受託した業務を第三者へ委託することはできないこと。
- (4) 岩手県は、受託者に対して必要に応じて調査状況等について報告を求めることが出来るものとする。
- (5) この仕様書に記載のない事項については、岩手県と受託者で協議のうえ取扱い等を決定するものとする。
- (6) 過去の「いわて女性の活躍促進に関するアンケート調査」実施に係る調査票有効回答数は次のとおり。

平成26年度調査(7月実施) 回答数 541事業所(回答率54.1%)

平成30年度調査(11月～12月実施) 回答数 470事業所(回答率47.0%)